連続休暇の取得に係る環境整備の実施要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	1992. 04. 01
1. 1	字句誤りの修正	2010. 03. 10
1. 2	字句誤りの修正 実施期間の変更 実施方法の見直し	2016. 07. 01
1.3	元号改正に伴う改正(計画表)	2019. 05. 01
1. 4	夏期休暇廃止に伴う文言削除	2024. 04. 01

連続休暇の取得に係る環境整備の実施要領

規程番号 1001-0000-01-要制定日 1992年 4月 1日 改正日 2024年 4月 1日

1. 目的

連続した休暇を取得することにより、社員の勤労意欲の向上と、職場の活性化をはかり、併せて年次有給休暇の有効利用をはかるために、休暇が取りやすい環境づくりを次のとおり行う。

2. 実施の期間

実施の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

3. 実施の方法

実施の方法は次のとおりとする。

- (1) この休暇は、就業規則第12条、第13条および第14条に定める休日、第18条に定める 代日休暇を含む、連続した7日間以内を基本とする。ただし、最大で休暇期間の前後に連続 する休日を含めた期間まで取得可能とする。
- (2) この休暇は、4月1日現在において5日を超える年次有給休暇日数を有する者を対象として実施する。
- (3) 社員は、取得しようとする時期を1ヵ月前までに別紙「連続休暇取得計画表」に記入し、所属長に申し出る。所属長は調整の上、周知徹底する。なお、申し出にあたっては、OfficeWebスケジュールへの登録などの「連続休暇取得計画表」に準ずるものがある場合はこれに代えることができる。
- (4) 社員は、休暇取得の1週間前までに、休暇取得を届け出るものとする。
- (5) 所属長は、社員が取得しやすいよう調整するとともに、自らもすすんで目的の遂行に努める ものとする。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、所属部署・総務部と相談の上、解決にあたる。